

2019年5月17日

各位

一般財団法人 日本建築総合試験所
試験研究センター 材料部

コンクリート圧縮強度試験等の材齢試験に関するお知らせ

【土曜日試験の廃止について】

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当法人の業務につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当法人 試験研究センター 材料部の工事用材料試験部門（中央試験室、堺試験室および京都試験室）では、「コンクリート圧縮強度試験」等の材齢試験において、休日が試験日に指定される場合、日曜日と元旦以外の休日は試験を実施して参りましたが、この度、日曜日と元旦以外にも土曜日指定の材齢試験については試験を実施しないこと（以下、**土曜日試験の廃止**と言います）となりましたので（詳細は下記を参照ください）、謹んでご案内申し上げます。

土曜日試験の廃止は、政府が進める働き方改革（正式名：働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）の施行に伴い、休日労働への配慮、超過勤務の抑制、有給休暇の取得義務など、職員の勤務管理の厳格化が求められるなかの当法人の一つの取組みと位置付けております。

また、「コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について（技術的助言）」（平成28年3月17日付け国住指第4893号、国土交通省住宅局建築指導課長）を取り入れるかたちで、土曜日試験の廃止を決断させて頂いた次第です。

各位におかれましては、多大なるご不便をお掛けすることになりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

- 土曜日試験の廃止の開始：2019年7月1日から
- 土曜日試験の廃止に伴う試験実施日の取扱い：土曜日を予定している材齢試験は、原則、前営業日（前日の金曜日）での試験実施に了解頂くことでご依頼を受けることとなりますが、別途ご指定の試験日がある場合は受付時にお申し出ください。
- 土曜日・日曜日・元旦以外の休日：これまで通り、材齢試験を実施します。ただし、年末年始の材齢試験については別途ご案内申し上げます。
- 問合せ先：（一財）日本建築総合試験所 試験研究センター 材料部の工事用材料試験部門の各試験室（中央試験室、堺試験室および京都試験室）

以上